

【概要】 滋賀県総合防除計画 ～化学農薬使用量の更なる低減に向けて～

計画策定の背景

化学農薬の使用低減の推進や、気候変動等に伴う病害虫発生リスクの増大等を背景に、令和4年に改正された「植物防疫法（作物に被害を及ぼす病害虫の駆除、まん延防止等が目的）」に基づき、国が示す基本指針を踏まえ、県が令和5年度末までに「総合防除計画」を定めることとされたことから、新たに策定するもの。

計画の構成

1. 総合防除の実施に関する基本的な事項

趣旨、総合防除推進の基本的な考え方、成果目標、計画期間

2. 総合防除の推進内容

総合防除技術の提示、総合防除の実践に向けた環境の整備

3. 病害虫防除の指導体制

平時における(総合防除を主とした)病害虫防除の指導体制

4. 緊急対応時における防除の実施体制

緊急対応時（県による警報発表時や国から異常発生防除の指示があった時）における病害虫防除の体制

5. その他

農薬適正使用の指導

1. 基本的な事項

総合防除とは：病害虫が発生しにくい生産環境をつくり、発生状況や予測に応じて防除の要否を判断する等、化学農薬の使用量を必要最低限に抑える方法

計画の趣旨

- 本県がこれまで推進してきた環境こだわり農業の取組をさらに向上・拡大させ、**より一層の化学農薬の削減を目指す必要**。
- 一方で、気候変動に伴う病害虫発生リスクの増大など、環境変化に的確に対応し、**安定生産を図る必要**。



- ◆病害虫発生後の対応（薬剤防除）ではなく、総合防除での「予防」にさらに重点を置くことにより、化学農薬使用量のさらなる削減と安定生産の両立を実現。
- ◆環境こだわり農業、およびその柱であるオーガニック農業の拡大に貢献。

全国のトップランナーとして、「総合防除」の取組をより一層拡大・加速化。

総合防除推進の基本的な考え方

- ①**予防**（病害虫の発生しにくい環境づくり）
- ②**判断**（発生状況・予測に応じた防除の要否や防除適期を判断）
- ③**防除**（化学農薬に頼らない防除技術の積極的な導入・化学農薬の使用量を必要最低限に抑制）

それぞれ栽培条件等に応じた適切な方法を実践するよう指導。

農業者が総合防除を実践しやすい環境の整備（発生予察[※]の高度化・新たな総合防除技術の開発等）を推進。
※発生予察：病害虫の発生動向を調査し、今後の予測や対策を農業者に提供する取組

成果目標

化学合成農薬出荷量の削減率：5%削減（2019農薬年度比）

「滋賀県環境こだわり農業推進基本計画（R5.3策定）」に準ずる。

計画期間

2023年度（R5年度）＜策定後＞から2027年度（R9年度）まで

2. 総合防除の推進内容

総合防除技術の提示

総合防除の具体的技術（総合防除技術）を対象の病害虫ごとに提示
（作物数：43品目、対象病害虫数：延べ533種）。

一覧表
（一例）

作物	病害虫	総合防除技術
水稲	いもち病	・ 不要な補植用の余剰苗は速やかに除去する ・ 土づくり資材（ケイ酸肥料）の施用 等
水稲	カメムシ類	・ 畦畔の草刈り 等
イチゴ	アブラムシ類	・ 防虫ネットによる被覆 ・ 天敵の活用 等
キャベツ	コナガ	・ 性フェロモン剤（虫の交尾を妨害）の利用 等



防虫ネットによる被覆（イチゴ）

総合防除の実践に向けた環境の整備

新たな総合防除技術の開発

・ 水稲病害に対する含鉄資材の施用 ・ トマト害虫に対する天敵の活用 等

発生予察の高度化

・ ICTや画像診断を用いた発生予察 ・ 病害の発生予測モデルの構築
・ 病害虫の種類を迅速に特定するための新たな診断技術の開発 等

スマート農業の活用

・ ロボット草刈り機による除草 ・ ドローンによるピンポイント防除 等

指導体制の強化

・ 正確な病害虫診断技術を有する指導員育成のための研修会の開催 等



ロボット草刈り機による除草

化学農薬使用量のさらなる削減
環境こだわり農業・オーガニック農業の拡大

オーガニック栽培のための総合防除技術を体系化（水稲・茶）

3. 病害虫防除の指導体制

【平時における(総合防除を主とした)病害虫防除の指導体制】

発生予察に基づいた農業者への情報提供

- 県は、発生予察に基づき、警戒レベルに合わせて「警報」や「注意報」を発表。併せて、発生状況に応じて「防除情報(技術的な情報)」を随時提供。
- ICTや画像診断を用いた発生予察の導入をはじめとした予察の高度化・迅速化。



画像診断を用いた発生予察のための機器(予察灯)



普及指導員による指導・助言

農作物病害虫雑草防除基準の策定

- 「農作物病害虫雑草防除基準(※)」を県が毎年作成・提示。
※農作物病害虫雑草防除基準：防除技術の詳細な解説や環境に配慮した農薬のリストを提示。

農業者への指導

- 農業者に対し、総合防除の実践(予防・判断・防除)について、普及指導員等が指導、助言。
- オーガニック農業推進と併せて、各地域・品目に適した効果的な防除体系を提示 等

関係機関との連携促進

- 植物防疫・農薬安全使用対策協議会(県・農業団体・農薬流通業者等の関係機関で構成される県域の協議会)の適宜開催。
- 各地域における関係機関(県、市町、農業団体等)の迅速な情報共有。
- 農業団体の営農指導員に対する研修会の開催 等。

その他推進事項

河川敷など農地以外の除草対策にかかる関係機関への働きかけ、国・他府県との連携強化 等。4

4. 緊急対応時における防除の実施体制

緊急対応時とは

- ①県が「病害虫発生予察**警報**」を公表した時
- ②国から異常発生時防除の指示があった時

県の病害虫発生予察警報の発表：県内での発生予察に基づき、病害虫の大発生が予測され、早急な措置が必要な時に発表。

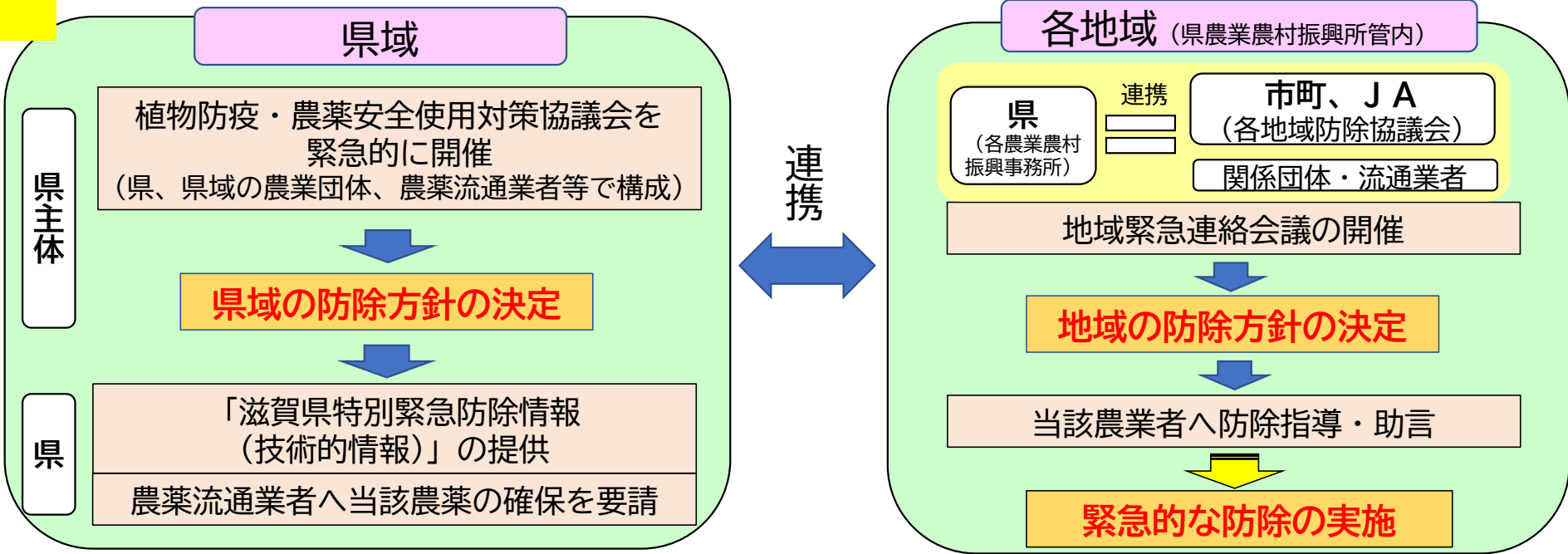
国からの異常発生時防除の指示：病害虫が異常な水準で広域的に発生し、急激なまん延防止が特に必要な時に、農林水産大臣が各都道府県に対し措置を行うよう指示。

緊急対応時の防除の考え方

- **化学農薬による地域全体の防除**を基本とする。
- 対象品目：水稲・麦・大豆・野菜・果樹・茶・花き等、**本県で栽培されている全品目。**

緊急対応時の防除体制

県域および各地域において、緊急対応時の防除体制を整備。



5. その他

農薬適正使用の指導

農業者、農薬使用者等に対し、農薬取締法およびその関係法令等の遵守による農薬の適正使用や防除について、指導・周知を徹底。

農薬使用者、周辺作物・環境等の安全確保について対策を推進。

※ 農薬使用者は農薬を安全で適正に使用する責務があります!

農薬の飛散防止を徹底しましょう!

農薬が飛散すると、周辺の作物に付着し、生育障害を起こしたり基準値を超える農薬が検出される可能性があります。

～周辺の事前チェックと対策～

- ① 周辺の生産者・住民への情報提供
- ② 有機JAS認証ほ場周辺は特に注意
- ③ 農薬ラベルの記載事項の確認

明日防除するよ! ピニールかけておくれよ!

～水田に散布する時の注意点～

- ① 水田に水もれがないか確認
- ② 水尻をしっかり止めて散布

水もれないよ!

～散布時に必ず守ること～

- ① 風の強い時は散布しない
- ② 散布ノズルの向き・種類を確認
- ③ 防護具の着用 (マスク、手袋等)

散布量を守る

目のきつさに注意! ノズルを確認!

注力がかからない

滋賀県農政水産部みらいの農業振興課 大津市京町四丁目1番1号 TEL:077-528-3842

かならずチェック! 農薬のラベル

【農薬を使う時は】

ラベルの内容を注意事項までしっかりと確認しましょう!

チェック!

- 使用できる作物か?
- 散布量や希釈倍数は? (ラベルどおりか)
- 使用時期は? (時期と収穫前日数)
- 総使用回数は? (何回まで使用) など

農薬は周りに配慮した使用をお願いします

県内でも、農薬散布前に周辺住民の方へお知らせが不十分だったことで、トラブルが起っています!!!

チェック!

農薬散布前に周辺住民へ、必ず、十分な時間的余裕をもって幅広くお知らせを!!!

- 農薬散布日時
- 散布場所
- 使用農薬の種類
- 農薬使用者等の連絡先 等

農薬適正使用資料による周知